

相模原市公共施設マネジメント取組方針

1 取り組みの趣旨

本市は、昭和29年の市制施行以後、高度経済成長を背景とした首都圏の圏域の拡大に伴い、急速に都市化が進んだ。昭和40年代から50年代前半には全国でもまれに見る人口急増を経験し、道路や下水道などの都市基盤とともに、小・中学校や市営住宅などの整備に追われた。こうした時期を経て、現在までに、行政需要の量的拡大と質的な変化に応えるため、庁舎などの行政施設をはじめ、スポーツや文化、生涯学習、産業支援など多様な目的の公共施設を整備してきた。

これらの施設は順次老朽化し、更新期を迎える。少子・高齢社会の進行などにより、いわゆる右肩上がりの時代から低成長の時代に移行したと言われる今日、公共施設の維持・改修にかかるコスト負担は、今後の財政運営における大きな課題の一つとなる。

また、財政の硬直化が進む中にあることは、社会情勢やニーズの変化に対応するために新たな施設を整備してきたこれまでの手法を見直し、既存施設の利用実態や価値の認識のもと、その施設の所期の目的に固執することなく新たな要請に柔軟に応じていく姿勢も求められる。

これらを背景に、本市における公共施設マネジメントについて、以下のとおり具体的な検討を進め、実現化を図るものとする。

2 基本的な視点

(1) 持続可能な都市経営

厳しい財政状況の中にあっても、公共施設におけるサービス機能の維持・向上を図るために、限られた財源と資産を最大限に有効活用する「都市経営」の観点から、維持改修負担の平準化や施設の長寿命化に向けた取り組みを進めるほか、施設運営の効率化、民間活力の導入、受益と負担の適正化にとどまらず、施設の存廃に踏み込むなど、あらゆる切り口から検討を進める。

(2) 横断的かつ柔軟な取り組み

社会情勢やニーズの変化への対応、広域的な連携などの観点から、施設ごとの存在意義を検証するとともに、施設の目的の転用や他施設との統廃合など、設置目的や管理部署の枠を越えて、横断的かつ柔軟に進める。

(3) 市民との協働

市民が利用する施設については、利便性向上や有効活用の観点から、市民や地域、NPO等が施設の管理運営に参画できる機会を拡充するなど、市民と行政との協働を進める。また、施設の存廃や管理運営のあり方の検討に当たっては、施設ごとの客観的なデータの把握と課題分析に基づき、市民とともに十分な議論を重ね、市民の理解を得ながら進める。

3 推進方策

本市が維持管理を行う公共施設（公用又は公共の用に供する施設）を対象に、施設ごとの性質や課題を勘案し、次のとおりに取り組むものとする。

(1) 土木関連施設以外の公共施設

ア 公共施設白書の作成（平成23年度）

施設ごとの現状や利用実態などを把握、分析し、維持改修にかかる将来負担の全体像のほか、コスト分析による施設運営上の課題などを明らかにするとともに、公共施設マネジメントの議論や検討につなげるための基礎的な資料としてまとめる。

イ（仮称）公共施設の保全・利活用基本指針の策定（平成24～25年度）

公共施設白書に基づき、市民が利用する施設を中心に、統廃合を含めた配置のあり方、施設の長寿命化や施設改修コストの平準化、民間活力の導入や受益と負担の適正化などに関して、それぞれの対象施設や考え方、方向性について指針としてまとめる。そのプロセスにおいては、学識経験者や市民、施設利用者からの意見を十分に踏まえて進める。

ウ 実効性の確保

公共施設マネジメントを具体的な行動に結実できるよう、取り組みの内容に応じて、個別計画の立案のほか、総合計画実施計画やさがみはら都市経営ビジョン・アクションプランまたは予算編成方針等に反映する。

(2) 土木関連施設

ア 道路、橋りょう等

損傷等が発生した後に対処するという従来の「事後的管理」から、事前に点検し、異常が確認または予測された場合、致命的欠陥が発生する前に速やかに措置するという「予防保全的管理」への転換を図る必要がある。

このため、橋りょう長寿命化計画の策定（平成23年度）をはじめ、舗装の維持管理計画、街路樹の維持管理計画などの体系化を図る。

イ 河川

本市の河川特性としては、護岸が大部分を占め、水門などの施設は少ないことから、大規模な修繕や更新よりも現在の河川環境の状態管理を行うことが中心となる。

このため、河川の状態がどの程度機能低下した場合に対策が必要となるかの基準となる閾値（いきち）を設定する。

ウ 公共下水道

平成24年度に予定する企業会計への移行に伴い、ストックマネジメントを視野に入れた公共下水道事業の透明性を図り、ポンプ場に係る長寿命化計画を策定（平成24年度）する。

(3) 本方針と総合計画実施計画等との整合

ア（仮称）公共施設の保全・利活用基本指針が策定されるまでは、緊急を要する場合のほか、総合計画実施計画、またはさがみはら都市経営ビジョン・アクションプラン

ランに位置づけのある取り組み以外は、新たな施設の建設や施設の大規模改修等は原則として行わない。

イ これまでに策定した、または現に検討を進めている施設の維持改修や運営方法などに関する計画等については、(仮称)公共施設の保全・利活用基本指針と整合を図るよう、整理・再調整を行うものとする。

4 推進体制及びスケジュール

